

税理士会会員の皆様へ

税理士職業 賠償責任保険

Certified Public Tax Accountant's Liability Insurance

2022年度加入手続きのご案内

保険期間：2022年7月1日午後4時～2023年7月1日午後4時



2022年度
新規加入用

日本税理士会連合会

税理士職業賠償責任保険 加入のお願い

相次ぐ税制改正や経済取引の複雑化等により、税理士業務の過誤による損害賠償請求が毎年、数多く発生しております。

職業専門家が依頼者に損害を与えた場合に、その損害について賠償が可能であることが専門家としての要件ともいわれています。税理士職業賠償責任保険（以下「税賠保険」といいます）は、専門家責任を果たすための一つの手段であり、国民・納税者に安心と安全を保障するとともに、税理士制度の社会的信頼性の向上に寄与するものであります。

税理士会会員各位におかれては、依頼者保護を図るとともに、予測不可能な事故から事務所を守るため、この保険に是非ご加入くださるようお願いいたします。

日本税理士会連合会

目 次

I 税賠保険の特徴	2
II 税賠保険(主契約)	
1 対象となる税理士業務	4
2 補償内容	4
3 被保険者	4
4 支払限度額・免責金額	5
5 お支払いする保険金	5
6 保険金のお支払い方法	6
7 保険金のお支払い対象とならない主な場合(免責事由)	6
8 保険金支払いに関するルール	7
9 保険期間と損害賠償請求との関係	7
10 補償期間延長に関する特則	8
11 受託物担保特約(自動付帯)	9
III 事前税務相談業務担保特約(任意加入)	10
IV 情報漏えい担保特約(任意加入)	14
〈ご参考〉税賠保険加入状況	17
V 加入のお手続きについて	
1 申込方法	18
〈ご参考〉保険料計算シミュレーターについて	19
2 税理士登録別のご加入方法一覧	20
3 保険料算出における人数の取扱い	20
4 保険期間中の人件変更の取扱い	21
5 人数の取扱いに関するQ&A	21
〈ご参考〉『その他職員』の考え方について	22
6 個人用「払込保険料」計算方法	24
7 税理士法人用「払込保険料」計算方法	26
VI 保険期間中の変更について	
1 契約内容の変更手続き	28
2 税理士登録変更の場合の手続き	29
3 税理士登録変更に関するQ&A	30
VII 税賠保険 事故関連資料	
免責条項について	31
保険事故の類型(主契約)	32
事故原因の類型	33
事故事例	33
VIII 重要事項	
1 ご加入に当たっての注意点	34
2 もし事故が起きたときは	35
3 共同保険契約に関するご説明	37
4 その他	37
IX よくあるご質問	39

税賠償保険の特徴

1 税理士または税理士法人が税理士資格に基づいて行った業務によって生じた損害賠償請求事故を補償します。

この保険は、税理士業務による法律上の賠償責任がある場合の過大納付事案を主な保険金支払いの対象としています。

保険金支払い事例

- ・消費税の個別／一括の選択誤りで過大納付となった。
- ・所得拡大促進税制の適用失念により法人税が過大納付となった。

2 日本税理士会連合会を保険契約者とする団体契約です。

※日本税理士会連合会へ登録・届出をされている税理士および税理士法人がご加入いただけます。

3 保険期間中に損害賠償請求を受けた場合等を補償の対象としています。

※業務を行った時の保険加入の有無は問いません。

※税理士業務を行ったときではなく、依頼者から損害賠償請求を受けたとき、または請求原因・事由の発生を知ったときが事故日となります。

4 2種類の特約をご用意しています（追加保険料が必要です）。

① 事前税務相談業務担保特約

※主契約でカバーできない税務相談を補償します。

② 情報漏えい担保特約

※マイナンバーの漏えいも補償します。

5 お支払いいただいた保険料は全額必要経費（税理士法人の場合は損金）に算入できます。

6 税賠保険には、個人用保険（対象：開業税理士・所属税理士）と、法人用保険（対象：税理士法人）の2種類があります。

- ・税理士会の登録区分によって選択してください。
- ・税理士法人は、本店と支店あわせて、ひとつの加入となります。

7 団体契約の保険期間は、2022年7月1日午後4時から1年間です。

8 保険期間の途中からでも加入できます。（保険料月割）

- ・加入受付期間は、2022年6月から2023年3月末日までです。
- ・保険開始日は保険料払込日の翌月1日午後4時から、保険満期日は2023年7月1日午後4時です。

9 「日本税理士会連合会保険料口」専用の郵便振替払込取扱票が申込書となります。その他にご提出いただく書類はありません。

- ・申込書に契約内容を記入・捺印のうえ、加入月数分の保険料をゆうちょ銀行（郵便局）からお払い込みください。 ⇒ P18『**1** 申込方法』をご覧ください。

10 保険料お払込みに際してのご注意

- ・初年度は、上記「郵便振替方式のみ」の受付となります。
- ・団体契約につき、銀行からの振込には対応できませんのでご了承ください。
- ・契約更新時からは保険料口座引落しがご利用になれます。

〈ご留意点〉

- ①ゆうちょ銀行が2022年1月17日から「現金支払いの加算料金」を導入しました。郵便振替で現金で払込む場合は1件につき110円の加算料金が発生しますので、ご負担いただきますようお願い申し上げます。なお、ゆうちょ銀行の通帳・キャッシュカードを利用したお支払いは加算料金はかかりません。詳しくは、ゆうちょ銀行のHPをご覧ください。
- ②保険料が10万円を超える場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、ゆうちょ銀行（郵便局）には「取引時確認」が義務付けられています。確認書類・委任状等をご準備ください。

II 税賠保険(主契約)

1 対象となる税理士業務

●主契約の対象となる「税理士業務」の範囲は、次の通りです。

税理士法規定		税賠保険で対象となる業務
(1)	税理士法第2条1項	税務代理
(2)		税務書類の作成
(3)		税務相談
(4)	税理士法第2条2項	上記(1)～(3)の業務に付随して行う業務(税理士法第2条第2項業務)のうち、財務書類の作成または会計帳簿の記帳の代行
(5)	税理士法第2条の2	裁判所における補佐人としての陳述
(6)	税理士法第48条の6	被保険者が税理士法人である場合、税理士法第48条の6の規定に基づいて委託を受けて行う事務

2 補償内容

- 主契約は、税理士または税理士法人が、税理士の資格に基づいて行った業務に起因して、業務を委嘱した納税者等に財産上の損害を与えたこと等により、保険期間中に日本国内で損害賠償請求を提起された場合において、法律上の賠償責任を負担したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いするものです。
- 主契約で、主としてお支払いの対象となるのは、税理士または税理士法人の過失により、納税者が過大申告・過大納付した事案です。
- 過少申告・過大還付請求事案は原則として対象外です。(過少申告事案において、税理士または税理士法人の過失がなかったとしても納税者が納付しなかった本税や過少申告加算税等については、保険金の支払対象となりません。)

3 被保険者

主契約で補償を受けることができる方(被保険者)は、次のとおりです。

●被保険者の範囲

(1)	税理士	加入者証に名称が記載された税理士または税理士法人(以下、「記名被保険者」といいます)
(2)	税理士法人	
(3)	上記(1)の業務の補助者たる税理士	記名被保険者の業務の補助者としての業務遂行に関してのみ補償の対象(被保険者)となります
(4)	上記(2)の社員または使用人である税理士	

4

支払限度額・免責金額 (保険料は個人用P24～25、 税理士法人用P26～27をご覧ください)

- 支払限度額 7種類の主契約タイプから選択できます。

主契約タイプ	1 型	2 型	3 型	4 型	5 型	6 型	7 型
1 請求につき	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1 億円	2 億円	3 億円
保険期間中※	1,000万円	2,000万円	6,000万円	1 億円	2 億円	4 億円	6 億円

※保険期間中の支払限度額は、保険期間中に複数の保険事故が発生した場合における累計の支払限度額を指します。

※税理士法人の保険期間中の支払限度額は、「保険期間中の支払限度額×社員税理士数」となります。ただし、いずれの主契約タイプについても、20億円が限度額となります。

- 免責金額 (1 請求につき) 30 万円

- 支払限度額・免責金額の適用において、被害者・被保険者の数にかかわらず、この保険契約の保険期間内に提起されたものであるかどうかを問わず、同一の原因・事由に起因して被保険者に対してなされたすべての請求を「1 請求」とします。「1 請求」を構成するすべての請求は、最初の請求の時になされたものとみなします。(申告期が複数期に渡っていても、同一の原因・事由であれば1 請求とします。)

〈ご参考〉主契約タイプの決定について

主契約タイプの決定に際しては様々な考え方がありますが、一例として、関与先の納税額等をご勘案のうえ検討されることをお勧めします。

5

お支払いする保険金

- 主契約では、次のような損害賠償金や諸費用に対し保険金をお支払いします。

(1)	法律上被害者に支払うべき損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。なお、引受保険会社は示談交渉サービスを行いません。
(2)	弁護士報酬などの争訟費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。
(3)	他人から損害賠償を受ける権利の保全または行使のため、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。
(4)	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないと判明した場合において、被保険者が支出した緊急措置に要した費用およびあらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用
(5)	引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用

6 保険金のお支払い方法

- (1) 前項5(1)の損害賠償金については、その額から免責金額(30万円)を差し引いた額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- (2) 前項5(2)～(5)の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、(2)の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金支払例：損害賠償金が1,000万円、争訟費用に50万円を要した場合

[1] 契約タイプ2型(支払限度額1請求につき1,000万円の場合)

損害賠償保険金： $(1,000\text{万円} - 30\text{万円}) = 970\text{万円}$

争訟費用保険金：損害賠償金 ≤ 支払限度額のため 50万円

合わせて 1,020万円 が保険金として支払われます。

[2] 契約タイプ1型(支払限度額1請求につき500万円の場合)

損害賠償保険金： $(1,000\text{万円} - 30\text{万円}) = 970\text{万円} > 500\text{万円}$ のため 500万円

争訟費用保険金：損害賠償金 > 支払限度額のため $50\text{万円} \times \frac{500\text{万円}}{1,000\text{万円}} = 25\text{万円}$

合わせて 525万円 が保険金として支払われます。

7 保険金のお支払い対象とならない主な場合(免責事由)

- 次の事由によって生じた損害については、保険金のお支払い対象とはなりません。

保険金のお支払い対象とならない場合の一部を記載しております。

詳細は保険約款をご確認ください。

(1)	過少申告加算税・無申告加算税・不納付加算税・延滞税・利子税または過少申告加算金・不申告加算金・延滞金に相当する損害
(2)	次の各号に掲げる本税(累積増差額を含みます。)等の全部または一部に相当する損害
	(イ) 納付すべき税額を過少に申告した場合において、修正申告・更正・決定等により本来納付すべき本税
	(ロ) 還付を受けるべき還付金の額に相当する税額を過大に申告した場合において、修正申告・更正・決定等によっても本来還付を受けられなかった税額もしくは本来納付すべき本税、または還付申告が無効とされた場合(還付申告を取り下げた場合を含みます。)において、本来還付を受けられなかった税額もしくは本来納付すべき本税
	(ハ) 上記(イ)(ロ)の本税または還付を受けられなかった税額に連動して賦課される本税または還付を受けられなかった税額
	※「本来納付すべき本税」および「本来還付を受けられなかった税額」とは、税制選択その他の事項に関する被保険者の過失がなかったとしても被害者が納付する義務を負う本税または被害者が還付を受ける権利を有しない税額をいいます。
(3)	重加算税または重加算金を課されたことに起因する賠償責任
(4)	遺産分割または遺贈に関する助言・指導に起因する賠償責任

(5)	被保険者が代表者となる法人等に対する賠償責任
(6)	被保険者の故意
(7)	被保険者と依頼者等の他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
(8)	情報の漏えいに起因する賠償責任 ※ただし、P14記載の情報漏えい担保特約に加入した場合は、当該特約の補償の範囲内でお支払いの対象となります。

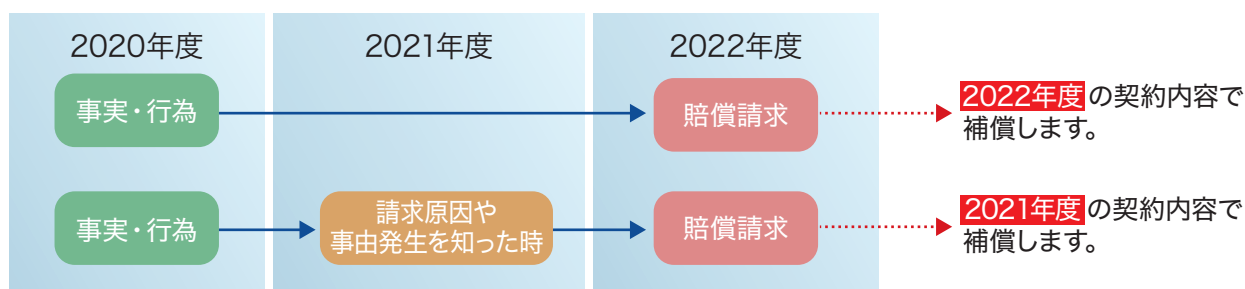
8 保険金支払いに関するルール

- 納税額が過大であったこと（または還付額が過少であったこと）などの結果として、納税者（依頼者）が納付すべき他の納税額が減少する場合（将来において減少する場合を含みます。）には、この減少する納税額に相当する金額を、損害賠償金の額から控除することとしています。
- 納税者（依頼者）に支払った損害賠償金が雑収入その他の益金（名目のいかんを問いません。）として計上されることによって、納税者（依頼者）の法人税、所得税、住民税等の税額が増加する場合があります。その場合、これらの増加額については、保険金のお支払い対象とはなりません。

9 保険期間と損害賠償請求との関係

- 主契約は、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を受けた場合を保険金のお支払い対象とします。（税理士業務を行ったときではなく、依頼者から損害賠償請求を受けたとき、または請求原因・事由の発生を知ったときが事故日となります。）

[保険期間と損害賠償請求との関係]



ただし、次の事由に起因する損害については、保険金のお支払い対象とはなりません。

- (1) 保険期間開始前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた事実・行為またはそれらに関連する他の事実・行為
 - (2) 保険期間開始前に被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を保険契約者または被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる事実・行為またはそれらに関連する他の事実・行為
- 主契約の保険期間開始後に、将来損害賠償請求を受けるおそれのある原因・事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、その事実・状況を引受保険会社に書面で通知してください。引受保険会社が通知を受けた場合において、通知された時点の保険契約の保険期間終了後10年以内に被保険者が実際に損害賠償請求を受けたときは、当該損害賠償請求は、保険契約者または被保険者がその原因・事由が発生したことを知ったときになされたものとみなされます。

- 記名被保険者において、保険期間中に次のいずれかの事由が生じた場合は、保険期間の途中で解約しない場合に限り、次年度以降の更新手続きおよび保険料は不要のうえ、補償期間が保険期間終了日以降10年間延長されます。

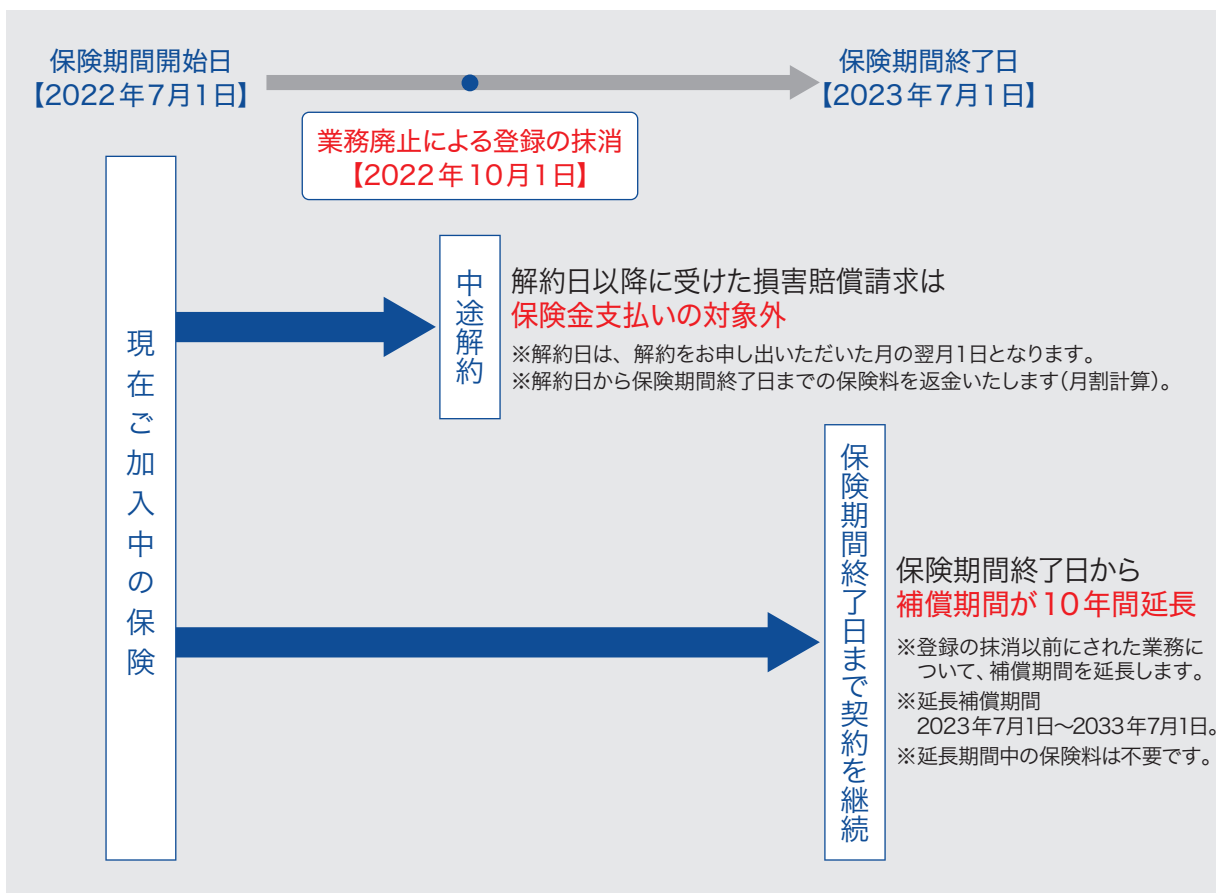
したがって、当該事由が生じる前に行った業務につき記名被保険者、またはその相続人に対して損害賠償請求がなされたときは、保険期間終了後10年以内であれば、その請求は保険期間終了日に提起されたものとみなして補償されます。

〈対象事由〉

記名被保険者	対象事由
開業税理士	①税理士登録の抹消※ ②税理士法人の社員税理士に変更登録 ③他の開業税理士もしくは税理士法人の所属税理士に変更登録
税理士法人	解散
所属税理士	①税理士登録の抹消※ ②開業税理士に変更登録 ③税理士法人の社員税理士に変更登録

※税理士法第26条第1項第3号のうち同法第25条第1項第3号以外の事由に該当して登録が抹消された場合を除く。

〔保険期間の途中で業務廃止による登録の抹消が生じた場合の補償例〕



[1] 補償内容

- 被保険者または事務所の従業員が、税理士業務遂行のために依頼者から預った会計帳簿、財務書類、印鑑等の受託物を損壊、紛失し、または盗取、詐取されたことにより、保険期間中に日本国内で損害賠償請求を提起され、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

[2] 支払限度額・免責金額

- 支払限度額(1請求/保険期間中) 300万円
- 免責金額(1請求につき) 3万円

[3] お支払いする保険金・お支払い方法

- 次のような損害賠償金や諸費用に対し保険金をお支払いします。
 - ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金(修理費等)

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
 - ②万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用(引受保険会社の書面による同意が必要です。)
 - ③他人から損害賠償を受ける権利の保全または行使のため、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な費用(引受保険会社の書面による同意が必要です。)
 - ④事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないと判明した場合において、被保険者が支出した緊急措置に要した費用およびあらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用
 - ⑤引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用
- 保険金のお支払い方法

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額(3万円)を差し引いた額に対して、支払限度額(300万円)を限度に保険金をお支払いします。ただし、被害にあった受託物の種類に応じて、次の額が限度となります。

会計帳簿、財務書類 などの書類	再作成・再取得するために必要な費用 再作成・再取得しない場合は、情報などが記載されていない状態の 同種同様の書類を再取得するために必要な費用
上記以外の財物	時価額

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

[4] 保険金のお支払い対象とならない主な場合

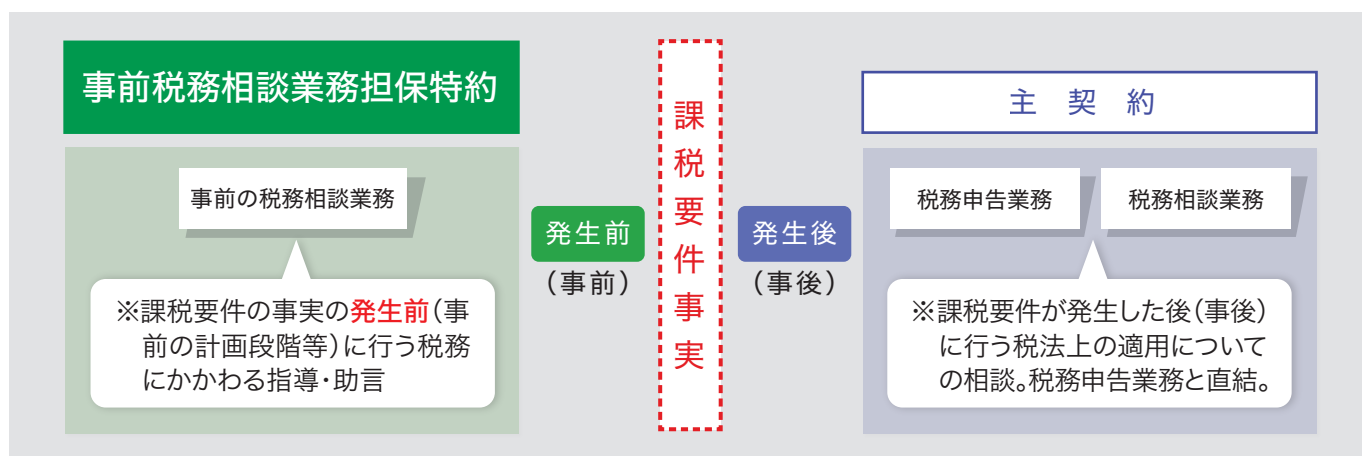
- 次の事由によって生じた損害については、保険金のお支払い対象とはなりません。
 - ①被保険者(被保険者が税理士法人である場合は、その社員または使用人である税理士を含みます。以下同様とします。)もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取、詐取に起因する損害
 - ②被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が所有し、または私的な目的に使用する財物に生じた事故に起因する損害
 - ③受託物の自然の消耗もしくは性質による蒸れ、カビ、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の現象
 - ④自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊、またはネズミ食いもしくは虫食いなどに起因する損害
 - ⑤電子的データまたはプログラムソフトを記録した磁気ディスク等の記憶媒体に生じた事故に起因する損害
 - ⑥貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する預り品を損壊、紛失し、または盗取、詐取されたことに起因する損害 等

III 事前税務相談業務担保特約(任意加入)

本特約のみの加入はできません。必ず税賠保険(主契約)にご加入のうえお申込みください。

1 補償内容

- 事前税務相談業務とは、主契約の「税務相談」には該当しないが、「顧客の求めに応じて、将来的な課税要件事実の発生を前提とする個別の税額計算等に関する事項の相談を行う業務」のことをいいます。
- 本特約では、被保険者(主契約の被保険者と同様です)が、主契約の税理士業務より前段階において、顧客から受けた税務に関する相談に応じて行った顧客への助言・指導(不作為を含む)に起因して過大納付税額(還付不能税額を含む)が発生し、保険期間中に日本国内で損害賠償請求を提起された場合に、法律上の賠償責任を負担したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いするものです。



特約における税務相談

〈相談イメージ〉

将来的な課税要件事実の発生を前提とする個別の税額計算等に関する事前の相談に応じること

「いまだ発生していない事実に対する」「事前」の税務相談

〈相談内容(例)〉

「相続税対策のため子供に贈与税〇〇円の範囲内で土地を贈与したいが、どの程度可能か」という相談

〈税賠保険の取扱い〉

「土地の贈与」が実行される前の相談であり、「贈与」という課税事実要件は発生していない

主契約による税務相談業務に該当しない
但し、特約の事前税務相談業務に該当する

主契約における税務相談

〈相談イメージ〉

税務署等に対する申告書等の作成に際し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずること

「既に発生している課税要件事実に対する」「事後」の税務相談

〈相談内容(例)〉

「取得した資産について特別償却か税額控除のいずれが有利か」という相談

〈税賠保険の取扱い〉

「資産を取得した」という課税事実要件が発生している

主契約による税務相談業務に該当する

2

保険金支払い対象として想定される事例

想定事例1
消費税

設立初年度の決算期に関する助言を失念したため免税期間が短縮されてしまった事例

概要 法人設立を計画していた依頼者から設立にあたり税制面で効果的となる助言を求められた際に、「特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例」の案内を失念したため、設立初年度が10ヶ月となる決算法人としての法人設立届出書の提出となった。上記特例を案内していれば依頼者は設立初年度を7カ月以下とする事業年度としていたと認められ、これと比較して免税期間が短縮されたことにより発生した損害について賠償請求を受けた。

事前税務相談特約の対象となる理由

法人設立に関する計画段階での相談＝まだ設立していない → 課税要件がまだ発生していない『事前』の税務相談

想定事例2
所得税

適用要件の説明誤りにより優遇税制が受けられなかった事例

概要 土地売却を検討していた依頼者から土地売却にあたり税制面で効果的となる助言を求められた際に、「特定の土地等の長期譲渡所得の1,000万円の特別控除」の特例適用を受ける前提で助言を行ったが、本特例は、譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えていなければ適用できないにもかかわらず、譲渡日において5年を超えていれば適用できると誤った説明を行ってしまった。その結果、5年以内で売却し特例の適用を受けることができなかった。正しい助言を行っていたら依頼者は所有期間5年超の要件を満たすまで所有した後に売却したと認められ、この場合と比較して過大となった納付税額について損害賠償請求を受けた。

事前税務相談特約の対象となる理由

不動産売却に関する計画段階での相談＝まだ売却していない → 課税要件がまだ発生していない『事前』の税務相談

想定事例3
法人税

合併契約書の不備により適格合併とならず、繰越欠損金を引き継げなかった事例

概要 赤字が恒常的である被合併法人と黒字である合併法人との合併を計画していた依頼者から被合併法人の繰越欠損金を合併法人にて引き継ぐ方策について助言を求められた際に、合併契約書に株式継続保有要件を盛り込む必要があると助言すべきところこれを失念したため、作成された合併契約書では適格合併とならず繰越欠損金が引き継げなくなった。正しい助言を行っていたら依頼者は合併契約書に株式継続保有要件を盛り込んでいたと認められ、この場合と比較して過大となった納付税額について損害賠償請求を受けた。

事前税務相談特約の対象となる理由

法人合併に関する計画段階での相談＝まだ合併していない → 課税要件がまだ発生していない『事前』の税務相談

3

支払限度額・免責金額 (保険料は個人用P24～25、税理士法人用P26～27をご覧ください)

- 事前税務相談業務担保特約の支払限度額は主契約タイプによって決まります。
(任意に支払限度額を選択することはできません。)

主契約タイプ	支払限度額	
	1 請求につき	保険期間中
1型	500万円	1,000万円
2型	1,000万円	2,000万円
3型	3,000万円	6,000万円
4型	5,000万円	1億円
5～7型※	1億円	2億円

※ 1 請求支払限度額は原則主契約と同額となります。ただし、本特約の上限額が1億円のため、主契約5～7型にご加入の場合は自動的に1億円(保険期間中の支払限度額は2億円)となります。

- 免責金額(1 請求につき) 30万円

4

お支払いする保険金・お支払い方法

お支払いする保険金

●本特約では、次のような損害賠償金や諸費用に対し保険金をお支払いします。

(1)	法律上被害者に支払うべき損害賠償金 ※過大納付税額（還付不能税額を含みます。）に相当するものに限りします。 ※過少申告、過大還付請求事案は除きます。 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。 ※引受保険会社は示談交渉サービスを行いません。
(2)	弁護士報酬などの争訟費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。
(3)	他人から損害賠償を受ける権利の保全または行使のため、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。
(4)	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないと判明した場合において、被保険者が支出した緊急措置に要した費用およびあらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用
(5)	引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用

保険金のお支払い方法

- (1) 上記(1)の損害賠償金については、その額から免責金額(30万円)を差し引いた額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- (2) 上記(2)～(5)の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、(2)の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。
- (3) 「保険金支払いに関するルール(P7)」が適用されます。

5

保険金のお支払い対象とならない主な場合(免責事由)

- 主契約の免責事由に加えて、次の事由によって生じた損害については、保険金のお支払い対象とはなりません。
- 保険金のお支払い対象とならない場合の一部を記載しております。
詳細は保険約款をご確認ください。

(1)	将来の予測の過誤に起因する損害
(2)	第三者の知的財産権を侵害したことに起因する損害
(3)	ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害
(4)	講演会もしくはセミナーまたは被保険者が執筆した書籍等の内容に起因する損害
(5)	税理士以外の他土業の独占業務となっている業務に起因する損害
(6)	この保険の被保険者である税理士法人以外の法人の役員(会計参与を含む)として行った業務に起因する損害
(7)	成年後見業務に起因する損害

ご留意点

■賠償責任保険の保険金お支払いは、

- ①当該業務が保険の対象とする業務に該当するか？
- ②被保険者に過失、法律上の損害賠償責任があるか？
- ③第三者に損害が発生しているか？
- ④過失と損害の間に相当因果関係があるか？

等の要素を勘案して判断されるため、同種の事案であっても、各事案の個別事情に応じて判断が異なるケースがあります。

■本特約は、「未だ発生していない事実に対する『事前』の税務に関する相談業務」を対象とするため、最終的な顧問先の意思決定に際しては、税務に関する要素だけでなく、税務以外の要素や顧問先自身の意思決定責任等の他の要素が関連してまいります。したがって、被保険者の責任が100%とならず、顧問先側にも一定の責任が発生する「過失相殺事案」が多く発生することが予想されます。

事例

相続時精算課税制度による年齢要件の確認を怠り誤った助言を行ったため、相続時精算課税の適用を受けることができず、過大納付贈与税額が発生した事例

税目 贈与税

概要

依頼者より不動産を父親から依頼者の名義にするにあたり税制面で効果的となる助言を求められた際に、贈与者が贈与年の1月1日時点で60歳以上との要件を案内することを失念したまま相続時精算課税を適用しての贈与税申告が有利と助言した。依頼者は誤った助言に基づき、父親が1月1日時点ではまだ60歳未満であった年に不動産の贈与を行ってしまったことから、相続時精算課税を適用しての贈与税申告ができなかった。正しい助言を行っていたら依頼者は父親が1月1日時点で60歳以上となった年以降に不動産の名義変更を行ったと認められ、この場合と比較して過大となった納付税額について損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

いつ時点で贈与を行えば税務上効果的かという相談に対する助言は、課税要件の事実発生前に行う税務にかかわる指導・助言に該当し、正しい助言を行った場合に納付したと認められる税額と比較して過大となった納付税額については事前税務相談業務担保特約の保険金支払い対象となった。

なお、依頼者の相続時精算課税による贈与税は、贈与者が亡くなった時、または、今回贈与以降に依頼者と父親との間に新たに贈与があった場合に損害が回復される可能性がある。そのため、該当事実があった場合には報告を行うことを条件に保険金対象と判断された。

Ⅳ 情報漏えい担保特約(任意加入)

マイナンバー
対応

本特約のみの加入はできません。必ず税賠保険(主契約)にご加入のうえお申込みください。

1 補償内容

- 本特約では、情報の漏えいまたはそのおそれにより生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。
 - ①税理士業務を遂行するにあたり、初年度契約の始期日以降に発生した情報の漏えいまたはそのおそれ起因して、保険期間中に日本国内で損害賠償請求を提起され、被保険者(主契約の被保険者と同様です)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(賠償責任部分)
 - ②保険期間中に情報の漏えいまたはそのおそれが発生し、事故対応期間(被保険者や引受保険会社が最初に事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間)内にその対応のために負担する各種費用損害(事故対応費用部分)
- ※②については、情報の漏えいまたはそのおそれが発生したことが公的機関への報告やテレビ・新聞等における発表・報道(法人情報の漏えいに限り、被害法人に対する詫び状の送付等を含みます。)によって客観的に明らかになった場合に保険金をお支払いします。
- 情報の漏えいまたはそのおそれとは、次の①～③等のいずれかの事由によって個人情報・法人情報が本人・被害法人以外の第三者に知られたこと(知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)またはそのおそれをいいます。ただし、被保険者またはその法定代理人が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。
 - ①コンピュータシステム上で生じた事象 ②紙または磁気ディスク等の盗難または紛失 ③被保険者の使用人による持ち出し 等

2 保険の対象となる情報

- 本特約で対象とする「情報」とは、
 - ①保険証券または加入者証記載の被保険者(以下「記名被保険者」といいます。)およびその使用人以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。)により特定の個人を識別することができるもの。なお、次のものを含みます。
 - (ア) 氏名のみ情報
 - (イ) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報
 - イ. 個人識別符号が含まれるもの
 - ②実在する法人・個人事業主に関する情報で、その法人・個人事業主が公表していない内部情報をいいます。ただし、金融商品取引法第166条第2項に定められる重要事実に関する情報(株式の募集、株式交換、合併、会社の分割など)を除きます。

情報漏えい事例 ※下記は漏えいの一事例であり、実際の保険金支払事例ではありません。

①	税理士事務所のパソコンがウイルスに感染し、パソコン内に保存していた個人情報が出た。
②	事務所職員が顧客情報を無断で持ち出し、名簿業者に売却した。
③	関与先の個人情報を記載した文書を、取り違えて別人に渡した。
④	事務所荒らしの被害にあい、保管された関与先のマイナンバーが持ち出された。
⑤	税理士法人が行うメール配信サービスで、誤って全登録者のメールアドレスと氏名を表示して配信した。

3

支払限度額・免責金額 (保険料は個人用P24～25、 税理士法人用P26～27をご覧ください)

- 支払限度額 4種類の特約タイプから選択できます。

特約タイプ	支払限度額	
	賠償責任 (1請求/保険期間中)	事故対応費用 (1事故/保険期間中)
A型	500万円	250万円
B型	1,000万円	500万円
C型	3,000万円	1,500万円 *
D型	5,000万円	2,500万円 *

- 免責金額 (賠償責任1請求につき・事故対応費用1事故につき) 各10万円

※情報の漏えいまたはそのおそれに起因して被害者以外または被害法人以外の者が支出した費用につき被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、「事故対応費用部分」と同額の支払限度額が適用されます(「賠償責任部分」の支払限度額の内枠となります。)

* コンサルティング費用は1事故につき500万円が限度となります。

4

お支払いする保険金・お支払い方法

お支払いする保険金

- 次のような損害賠償金や諸費用に対し保険金をお支払いします。

[賠償責任部分]	
①	法律上被害者に支払うべき損害賠償金(慰謝料等) ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
②	万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。
③	他人から損害賠償を受ける権利の保全または行使のため、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要です。
④	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないと判明した場合において、被保険者が支出した緊急措置に要した費用およびあらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用
⑤	引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用
[事故対応費用部分] 事故対応を行うために必要かつ不可欠と認められる次の費用	
①	新聞・テレビ等のマスメディアを通じて事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用
②	事故原因の調査費用
③	他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用
④	通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用
⑤	事故に関して支出する次の費用。 ※ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出されたものに限りします。
	(1) コンサルティング費用(1事故につき、A型は250万円、B型、C型、D型は500万円が限度となります。)。 ※ただし、事故発生時の対策または事故の再発防止対策についての助言の対価としてのものに限りします。
	(2) 弁護士報酬。ただし、被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。

⑥	被保険者の使用人の超過勤務手当
⑦	被保険者の役員または使用人の交通費および宿泊費
⑧	謝罪のために支出する見舞品の購入費用 ※被害者が個人の場合は1名につき500円、被害者が法人の場合は1社につき3万円を限度とします。

●もし情報が漏えいした場合に求められる主な対応

具体的な対応例		具体的な支出
見舞い品の購入と送付	被害者1名につき、500円の商品券を送付する	見舞い品代、郵送代、封筒代
謝罪訪問	被害者へ訪問し謝罪する	従業員の交通費
謝罪広告の掲載	新聞へ謝罪広告を掲載する、ホームページに謝罪文を掲載する	広告掲載費用、ホームページ作成費用
コンサルティング費用	信用の低下や風評被害、集団訴訟等の可能性を回避するために、コンサルティング会社と契約する	コンサルティング会社へ支払うコンサルティング費用
損害賠償請求への対応	弁護士を介して応訴する、和解金を支払う、損害賠償金を支払う	弁護士報酬、和解金、損害賠償金、慰謝料

保険金のお支払い方法

上記の〔賠償責任部分〕①および〔事故対応費用部分〕については、それぞれその額から免責金額（10万円）を差し引いた額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記の〔賠償責任部分〕②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

5

保険金のお支払い対象とならない主な場合(免責事由)

●保険金のお支払い対象とならない場合の一部を記載しております。

（事故対応費用について、③および④を除きます。）

詳細は保険約款をご確認ください。

①	被保険者の故意
②	記名被保険者およびその使用人の個人に関する情報が漏えいしたことによって生じた損害
③	初年度契約の始期日より前に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた個人情報の漏えい ※知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
④	2012年7月1日または初年度契約の始期日のいずれか遅い日より前に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた法人情報の漏えい ※知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
⑤	直接であるか間接であるかにかかわらず、2012年7月1日または初年度契約の始期日のいずれか遅い日より前に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故に起因する個人情報・法人情報漏えい対応費用 ※知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
⑥	クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、それらの番号が使用されて他人に経済的な損害が生じたことに起因する損害
⑦	特許権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害
⑧	株価または売上高の変動
⑨	株主代表訴訟
⑩	信用のき損、信頼の失墜、ブランドの劣化
⑪	日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟

税賠保険加入状況

※2022年2月1日時点での加入状況を掲載いたします。

●加入件数・加入率

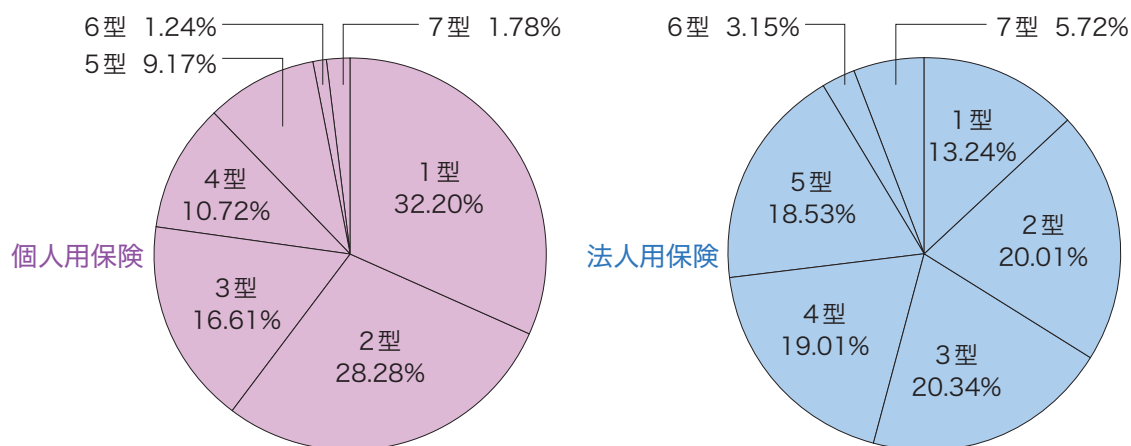
個人用保険		法人用保険		加入件数合計
加入件数	加入率※	加入件数	加入率※	
29,967	53.17%	3,934	86.05%	33,901

※加入率の計算において、個人用保険では開業税理士数を、法人用保険では税理士法人本店数を分母としています。

●契約タイプ別加入件数

契約タイプ	1 型	2 型	3 型	4 型	5 型	6 型	7 型
個人用保険	9,650	8,475	4,977	3,211	2,749	371	534
法人用保険	521	787	800	748	729	124	225

●契約タイプ別加入割合



●事前税務相談業務担保特約付保件数

個人用保険		法人用保険		合計	
付保件数	付保割合※	付保件数	付保割合※	付保件数	付保割合※
14,468	48.28%	2,647	67.29%	17,115	50.49%

※主契約保険の加入件数に占める事前税務相談業務担保特約付保件数の割合を示しています。

●情報漏えい担保特約付保件数

特約タイプ	A 型	B 型	C 型	D 型	合計	付保割合※
個人用保険	6,594	2,303	623	1,366	10,886	36.33%
法人用保険	953	496	201	537	2,187	55.59%
合 計	7,547	2,799	824	1,903	13,073	38.56%

※主契約保険の加入件数に占める情報漏えい担保特約付保件数の割合を示しています。

V 加入のお手続きについて

1

申込方法

申込手続き後、1～2カ月を目処に加入者証を郵送いたします。

- 記入例にならって、「日本税理士会連合会保険料口」専用の払込取扱票（兼加入申込書）に必要事項を記入し、申込兼確認印欄にご捺印のうえ、ゆうちょ銀行（郵便局）から保険料をお払込みください。
※保険料のお払込みをもってお手続きは完了します。その他にご提出いただく書類はありません。
〈保険開始日7月1日 保険期間1年間の場合〉

個人用

（開業税理士）
（所属税理士）

払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
02 東京	口座記号番号 001901 353998	金額 ¥171000	
日本税理士会連合会保険料口		料 金	備考
日本税理士会連合会 御中 私（税理士）として加入し、パンフレット掲載の「個人情報取扱要領」に同意します。 税理士登録番号 999999 税務太郎 加入人数 1 人 所属以外税理士 9 人 合計人数 11 人 保険期間 2022 年 7 月 1 日 申込兼確認印 主契約 4 型 事前税務相談業務担保特約 情報漏えい担保特約 型 D 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 税務太郎税理士事務所 電話番号 03-5740-0908 所属税理士会 東京 裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号東第47846号） これより下部には何も記入しないでください。			
振替払込請求書兼受領証		口座記号番号 001901 353998 加入者名 日本税理士会連合会保険料口 金額 ¥171000 （税理士職業賠償責任保険） 税務太郎 様 日 附 印	

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押し、切り取らないでください。

この受領証は、大切に保管してください。

認印で差支えありません。

法人用

（税理士法人）

※税理士法人本店にて、
支店と一括でご加入
ください。

払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
02 東京	口座記号番号 001901 353998	金額 ¥807720	
日本税理士会連合会保険料口		料 金	備考
日本税理士会連合会 御中 私（税理士）として加入し、パンフレット掲載の「個人情報取扱要領」に同意します。 税理士法人番号 H 999999 ○×△税理士法人 加入人数 2 人 社員税理士 2 人 社員以外税理士 13 人 合計人数 17 人 保険期間 2022 年 7 月 1 日 申込兼確認印 主契約 7 型 事前税務相談業務担保特約 情報漏えい担保特約 型 D 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 電話番号 03-5740-0908 所属税理士会 東京 裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号東第47846号） これより下部には何も記入しないでください。			
振替払込請求書兼受領証		口座記号番号 001901 353998 加入者名 日本税理士会連合会保険料口 金額 ¥807720 （税理士職業賠償責任保険） ○×△税理士法人 様 日 附 印	

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押し、切り取らないでください。

この受領証は、大切に保管してください。

申込兼確認印は、社員税理士の認印でも差支えありません。

〈ご留意点〉

- ①ゆうちょ銀行が2022年1月17日から「現金支払いの加算料金」を導入しました。郵便振替で現金で払込む場合は1件につき110円の加算料金が発生しますので、ご負担いただきますようお願い申し上げます。なお、ゆうちょ銀行の通帳・キャッシュカードを利用したお支払いは加算料金はかかりません。詳しくは、ゆうちょ銀行のHPをご覧ください。
- ②保険料が10万円を超える場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、ゆうちょ銀行（郵便局）には「取引時確認」が義務付けられています。確認書類・委任状 等をご準備ください。

保険料計算は、取扱代理店ホームページの**保険料計算シミュレーター**をご利用ください。
契約タイプや税理士数、特約の有無などを選ぶだけで、保険料を算出できます。

日税連保険サービス 税賠保険

検 索

www.zeirishi-hoken.co.jp



株式会社 日税連保険サービス

お知らせ 税理士職業賠償責任保険 会計参与賠償責任保険 会社概要

税理士職業賠償責任保険

保険の概要

※ この保険は、日本税理士会連合会を保険契約者とし、税理士及び税理士法人を保険加入者とする団体契約（毎年7月1日から1年間）です。

※ 個人用保険（対象：開業税理士・所属税理士）と、法人用保険（対象：税理士法人）の2種類あります。税理士会の登録区分によって選択してください。

主契約の内容	税理士または税理士法人が、その資格に基づいて行った業務に起因して保険期間中に日本国内で損害賠償請求を受け（※）、法律上の賠償責任を負担したことにより被る損害のうち、保険加入者および被保険者のどなたも当該業務を遂行した被害者ではない場合に限り、保険金をお支払いします。 ※ 税理士業務を行った（申告書作成提出など）時の保険加入有無は問いません。（下線部分は2019年7月から追加適用となりました）
保険加入者の対象	開業税理士・税理士法人・直接受任業務を行う所属税理士
被保険者	■ 保険加入者の開業税理士本人と、業務の補助者たる税理士 ■ 保険加入者の税理士法人と、社員税理士、使用人である税理士 ■ 保険加入者の所属税理士本人

保険の概要
パンフレット
保険料計算シミュレーター
加入状況
募集スケジュールと手続き案内
事故事例
自己診断チェックリスト
保険加入申込書請求窓口

保険料計算シミュレーター

新規加入・契約更新の場合

開業税理士 所属税理士 税理士法人

保険期間の途中で補償内容を変更する場合の差額計算

開業税理士 所属税理士 税理士法人

個人

株式会社 日税連保険サービス

お知らせ 税理士職業賠償責任保険 会計参与賠償責任保険 会社概要

税理士職業賠償責任保険 保険料計算シミュレーター

新規加入・契約更新（個人用）

1 事業所の人員数を入力してください

法人用はこちら

所属税理士	1人
所属以外の税理士	0人（半角数字）
その他職員	0人（半角数字）
合計	1人

2 主契約タイプを選択してください

選択欄	主契約タイプ	1請求につき	保険期間中
☒	1型	500万円	1,000万円
☐	2型	1,000万円	2,000万円
☐	3型	3,000万円	6,000万円
☐	4型	5,000万円	1億円
☐	5型	1億円	2億円
☐	6型	2億円	4億円
☐	7型	3億円	6億円

3 事前税賠相対賠償特約の有無を選択してください

選択欄 ☐ 特約あり ☒ 特約なし

本特約は有料オプションです。支払限度額は主契約タイプによって決まります。

4 情報漏えい賠償特約のタイプを選択してください

選択欄	特約タイプ	支払限度額（1請求1事故/保険期間中）
☐	A型	賠償責任 500万円 事故対応費用 250万円

保険の概要
パンフレット
保険料計算シミュレーター
約 款
加入状況
事故事例
自己診断チェックリスト
保険加入申込書請求窓口
保険事故に関するご相談・受付窓口

法人

株式会社 日税連保険サービス

お知らせ 税理士職業賠償責任保険 会計参与賠償責任保険 会社概要

税理士職業賠償責任保険 保険料計算シミュレーター

新規加入・契約更新（法人用）

個人用はこちら

1 事業所の人員数を入力してください

社員税理士	2人（半角数字）
社員以外の税理士	0人（半角数字）
その他職員	0人（半角数字）
合計	2人

2 主契約タイプを選択してください

選択欄	主契約タイプ	1請求につき	保険期間中 （社員税理士1名あたり）
☒	1型	500万円	1,000万円
☐	2型	1,000万円	2,000万円
☐	3型	3,000万円	6,000万円
☐	4型	5,000万円	1億円
☐	5型	1億円	2億円
☐	6型	2億円	4億円
☐	7型	3億円	6億円

※20億円が限度額です

3 事前税賠相対賠償特約の有無を選択してください

選択欄 ☐ 特約あり ☒ 特約なし

本特約は有料オプションです。支払限度額は主契約タイプによって決まります。

4 情報漏えい賠償特約のタイプを選択してください

選択欄	特約タイプ	支払限度額（1請求1事故/保険期間中）
☐	A型	賠償責任 500万円 事故対応費用 250万円

保険の概要
パンフレット
保険料計算シミュレーター
約 款
加入状況
事故事例
自己診断チェックリスト
保険加入申込書請求窓口
保険事故に関するご相談・受付窓口

2

税理士登録別のご加入方法一覧

●保険開始日の税理士登録区分により、加入方法が異なります。

●**個人用保険**と**法人用保険**の2種類があります。

※保険期間の途中で税理士登録に変更が生じた場合は、変更後の登録に応じた保険への加入手続きが必要です。

【例1】開業税理士から社員税理士に変更 → 「法人用保険」

【例2】社員税理士から開業税理士に変更 → 「個人用保険」

【税理士登録別のご加入方法一覧表】

【開業】税理士	個人用保険 にご加入ください。
【開業】所属税理士	開業税理士の補助者として行った業務については、一般的には所長税理士へ賠償請求が提起されます。所長税理士がこの保険に加入している場合は、被保険者に含まれますので、個人的に保険加入の必要はありません。ただし、所属税理士が直接受任する業務は保険の対象外となりますので、個別に個人用保険にご加入ください。
【税理士法人】社員税理士	法人用保険 に税理士法人本店にて支店と一括でご加入ください。
【税理士法人】所属税理士	税理士法人の補助者として行った業務については、一般的には税理士法人へ賠償請求が提起されます。税理士法人がこの保険に加入している場合は、被保険者に含まれますので、個人的に保険加入の必要はありません。ただし、所属税理士が直接受任する業務は保険の対象外となりますので、個別に個人用保険にご加入ください。

ご注意！

いわゆる勤務税理士（開業税理士登録をし、他の税理士事務所に雇用されている税理士）が自己の名において、税理士業務を行う場合は、「個人用保険」にご加入ください。

3

保険料算出における人数の取扱い

※人数は正しくご申告ください(税理士資格をもたない職員も人数に含めます)。→P22『その他職員』の考え方について

【1】 個人用保険

- 個人用保険では、保険料算出における計算基礎を、保険開始日*の「事務所総人数」としています。
- 事務所総人数とは、所長税理士、所属税理士、その事務所に勤務するいわゆる勤務税理士、事務職員、家族従業者、アルバイト・パート等をいいます。ただし、職員のうち、税務・会計業務（帳簿入力等の業務を含みます。）に全く携わっていない者は、当該人数に加える必要はありません。

【2】 法人用保険

- 法人用保険では、保険料算出における計算基礎を、保険開始日*の「社員税理士人数」および「事務所人数」としています。
- 事務所人数とは、社員税理士を除き、当該税理士法人の使用人である所属税理士、いわゆる勤務税理士、事務職員、アルバイト・パート等をいいます。ただし、職員のうち、税務・会計業務（帳簿入力等の業務を含みます。）に全く携わっていない者は、当該人数に加える必要はありません。
- 法人用保険は、税理士法人を加入単位としています。したがって、本・支店が別々に保険に加入することはできませんので、ご注意ください。

＊保険開始日について

保険料お払込日が2022年6月30日までの場合は、2022年7月1日が保険開始日となります。
その他の保険料お払込日の場合は、保険料をお払込みいただいた日の翌月1日が保険開始日となります。

[3] 個人用・法人用共通

- アルバイト・パート・派遣社員等が業務に従事している場合

年間を通じて240時間以上業務に従事している場合は、人数に加えてください。

- 会計法人に会計業務を委託している場合

税理士または税理士法人が受任した会計業務を当該税理士または税理士法人の社員が主宰する会計法人に委託している場合、当該会計法人の従業員数も「事務所総人数」または「事務所人数」に加算します。

〈理由〉当該会計法人の会計処理の過誤に気付かずに税務処理を行ったことにより依頼者に損害を与えた場合は、税理士または税理士法人が直接損害賠償責任を負うことになるため、会計法人は税理士事務所の一部門とみなされます。

4

保険期間中の人数変更の取扱い

- 本保険では、保険開始日の、事務所総人数（個人用保険）または社員税理士人数・事務所人数（法人用保険）をもって年間保険料を算出し、確定する取扱いとしています。したがって、**保険期間中において、当該計算基礎となる人数に変更が生じても契約内容の変更手続きは不要です。**この場合、人数変更による保険料の追加または返れいは行いません。

※保険料払込み後、保険開始日までに人数の変更（人数内訳の変更を含む）が生じた場合は、必ず保険開始日の前日（土日を除く）までにご連絡ください。

5

人数の取扱いに関するQ&A P22～23の〈ご参考〉も合わせてご確認ください

Q1 アルバイト、パート、派遣社員は人数に含めますか？

A1 税務業務（会計帳簿の入力作業等を含む）に携わり、なおかつ年間を通じて240時間以上勤務する方は人数に含めます。

Q2 職務が事務所内の総務、経理のみの場合、その人は人数に含めますか？

A2 税務業務に全く携わらないことが明らかな場合は含めません。

Q3 保険開始日に産休、育休等により休職している人は人数に含めますか？

A3 保険開始日時時点で休職中の方は含めません。

Q4 会計業務を別会社の計算センターに委託している場合、その計算センターの職員は人数に含めますか？

A4 税理士がその計算センターを主宰している場合は含めます。

上記 [3] 個人用・法人用共通「●会計法人に会計業務を委託している場合」をご参照ください。

『その他職員』の考え方について

基本的な考え方

人数に含めるか否かを判断する基本ポイントは下記の2点です。

① 保険開始日時点で在籍または業務を行っていること。

② 当該事務所の税務業務に携わっていること。

→ その職員が業務上のミス（過失）を犯した場合、
『税賠保険の事故に繋がる可能性があるかどうか』という基準で判断します。

〈具体例〉 ※ご参照のうえ、個々の実態に応じて判断してください。

	職員の業務内容等	人数に含めるか否か
(1)	アルバイト、パート、派遣社員で、1ヶ月の業務時間が20時間を超える職員	含める
(2)	アルバイト、パート、派遣社員で、帳簿等の入力作業を行う職員	含める
(3)	会計業務を別の会計法人に委託している場合の会計法人の職員	含める
(4)	業務内容が事務所内の総務・経理等のみで、税務業務に携わらない職員	含めない
(5)	会計帳簿等の入力作業を行う職員	含める
(6)	帳簿、伝票等の郵送作業や、税務に関する書類の整理を行う職員	含める
(7)	会計帳簿や伝票等の受け渡しのため、顧問先を訪問する職員	含める
(8)	保険開始日に産休等により休職している職員	含めない
(9)	他の事務所から出向して、当該事務所の税務業務に携わっている職員	含める
(10)	特定の繁忙期のみ雇用する職員	含めない
(11)	保険開始日の1か月後に雇用する予定の職員	含めない
(12)	保険加入申込時点では在籍していたが保険開始前に退職する職員	含めない
(13)	共同事務所で、複数の税理士の税務業務に携わる職員	含める
(14)	直接受任のため加入している所属税理士の税務業務に携わる職員	含めない

解 説

アルバイト、パート、派遣社員の基本的な考え方

当該事務所の税務業務（会計帳簿の入力作業等を含む）に携わり、なおかつ年間を通じて240時間以上業務される職員は人数に含めます。

税理士または税理士法人の社員が当該会計法人を主宰する場合は、税理士事務所または税理士法人の一部とみなして、その会計法人の職員も人数に含めます。ただし、会計業務に関わらない職員は除外します。

業務が事務所の総務・経理等であり、税務業務に全く携わらないことが明確であれば含めません。

帳簿の入力ミスが税務申告の過誤に繋がるケースもあるので含めます。

税務業務に関する書類の発送や整理、受け渡しに携わる場合、書類の紛失等により税賠保険の事故に繋がる可能性がある含めます。

保険開始日に業務を行っている職員のみ含めます（保険期間中に復職した場合も変更の届け出は不要です）。

雇用関係に関わらず、当該事務所の税務業務に携わっているので含めます。

保険開始日に業務を行っていない場合は含めません。

保険開始日に業務を行っていない場合は含めません。

保険開始日前に退職した場合は代理店または保険会社に申し出ることにより、除外することができます。

それぞれの税理士について含めます。

所属税理士は自らの事務所の設置および、従業員を持つことができないことから含めません。

※税理士法人用「加入保険料」計算方法はP26～27をご覧ください。

事務所の人数を確認します。

「保険料算出における人数の取扱い」P20～21をご覧ください。

所長税理士	1 人	+	その他職員 ()人 ^(b)	=	事務所総人数 ^{(a)+(b)} ()人 ^(c)
所長以外の税理士	()人				
税理士の合計人数	()人 ^(a)				

※「その他職員の考え方について」は、
P22～23をご覧ください。

主契約は事務所総人数^(c)で計算します。

①主契約「年間保険料」早見表

個人用

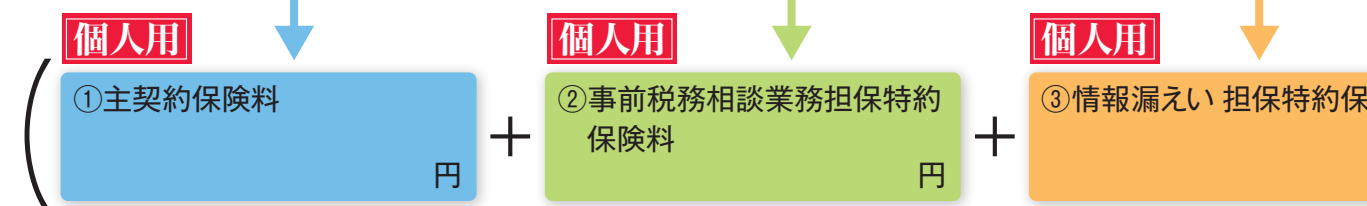
(単位：円)

主契約タイプ		1 型	2 型	3 型	4 型	5 型	6 型	7 型
支 払 限度額	1請求につき	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	3億円
	保険期間中	1,000万円	2,000万円	6,000万円	1億円	2億円	4億円	6億円
事務所総人数 (所長税理士を含む) ^(c)	2人まで	22,320	31,560	53,760	69,240	101,760	157,560	195,360
	3人	24,720	34,560	59,160	76,200	111,960	173,280	214,920
	4人	27,120	37,560	64,560	83,160	122,160	189,000	234,480
	5人	29,520	40,560	69,960	90,120	132,360	204,720	254,040
	6人	31,920	43,560	75,360	97,080	142,560	220,440	273,600
	7人	34,320	46,560	80,760	104,040	152,760	236,160	293,160
	8人	36,720	49,560	86,160	111,000	162,960	251,880	312,720
	9人	39,120	52,560	91,560	117,960	173,160	267,600	332,280
	10人	41,520	55,560	96,960	124,920	183,360	283,320	351,840
	11人以上の 加算保険料	1人あたり 2,400	1人あたり 3,000	1人あたり 5,400	1人あたり 6,960	1人あたり 10,200	1人あたり 15,720	1人あたり 19,560

11人目から1人増える毎に上記1人あたりの保険料を加算します

免責金額：1請求につき30万円

〈計算式〉



保険料の計算は、取扱代理店ホームページの保険料計算シミュレーター(P19参照)
www.zeirishi-hoken.co.jp が便利です。

保険開始日と加入月数を確認します。

- 保険開始日は保険料を払い込んだ翌月1日となり、保険満期日は2023年7月1日です。
- 払込保険料は保険開始日から保険満期日までの**加入月数で年間保険料を割った金額になります。**

保険料払込日はいつですか？	保険開始日	保険満期日までの加入月数 ※保険満期日は2023年7月1日
6月1日～6月30日	2022年 7月1日	12か月
7月1日～7月31日	2022年 8月1日	11か月
8月1日～8月31日	2022年 9月1日	10か月
9月1日～9月30日	2022年10月1日	9か月
10月1日～10月31日	2022年11月1日	8か月
11月1日～11月30日	2022年12月1日	7か月
12月1日～12月31日	2023年 1月1日	6か月
1月1日～1月31日	2023年 2月1日	5か月
2月1日～2月28日	2023年 3月1日	4か月
3月1日～3月31日	2023年 4月1日	3か月

※保険料払込日4月1日から5月31日まで加入手続きはできません。

特約は税理士の合計人数^㉑で計算します。

②事前税務相談業務担保特約「年間保険料」早見表

事前税務相談業務担保特約の補償金額は主契約タイプによって決定します。選択制ではありませんのでご注意ください。

(単位：円)

主契約タイプ	主契約1型の方	主契約2型の方	主契約3型の方	主契約4型の方	主契約5～7型の方
支払限度額	1請求につき 500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円
	保険期間中	1,000万円	2,000万円	6,000万円	1億円
税理士人数 ^㉑	2人まで	15,120	18,480	30,960	39,120
	3人	22,680	27,720	46,440	58,680
	4人	30,240	36,960	61,920	78,240
	5人	37,800	46,200	77,400	97,800
	6人以上の 加算保険料	1人あたり 7,560	1人あたり 9,240	1人あたり 15,480	1人あたり 19,560
	6人目から1人増える毎に 上記1人あたりの保険料を加算します				

※本特約のみの加入はできません。

免責金額：1請求につき30万円

③情報漏えい担保特約「年間保険料」早見表

情報漏えい担保特約は特約タイプをご選択ください。

(単位：円)

特約タイプ	A型	B型	C型	D型
賠償責任 (1請求／ 保険期間中)	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円
事故対応費用 (1事故／ 保険期間中)	250万円	500万円	1,500万円	2,500万円
税理士人数 ^㉑	2人まで	14,400	17,760	23,280
	3人	21,600	26,640	34,920
	4人	28,800	35,520	46,560
	5人	36,000	44,400	58,200
	6人以上の 加算保険料	1人あたり 7,200	1人あたり 8,880	1人あたり 11,640
	6人目から1人増える毎に 上記1人あたりの保険料を加算します			

※本特約のみの加入はできません。

免責金額：賠償責任1請求につき10万円
事故対応費用1事故につき10万円

個人用

払込保険料

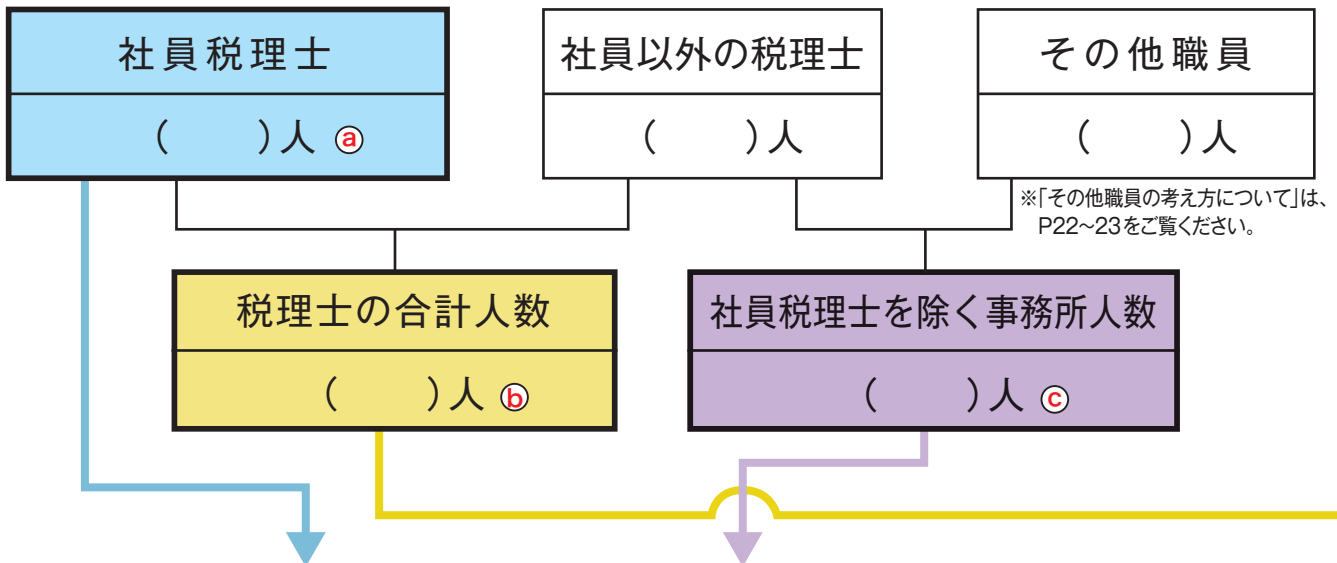
$$\text{保険料} = \left(\text{年間保険料} \right) \times \frac{\text{加入月数}}{12} = \text{払込保険料}$$

※払込保険料は全額必要経費に算入できます

〔税理士法人用保険料の計算方法はP26をご覧ください〕

事務所の人数を確認します。

「保険料算出における人数の取扱い」P20～21をご覧ください。



主契約は **社員税理士数㉑** と **社員税理士を除く事務所人数㉓** で計算します。

①主契約「年間保険料」早見表

税理士法人用

$$\left(\text{基本保険料} \times \text{社員税理士数} \right) + \left(\text{加算保険料} \times \text{社員税理士以外の数} \right) = \text{主契約保険料}$$

〈主契約年間保険料〉

主契約タイプ	支払限度額		基本保険料 (社員税理士1人につき)	加算保険料 (社員税理士以外1人につき)
	1請求につき	保険期間中※		
1型	500万円	1,000万円	19,920円	2,400円
2型	1,000万円	2,000万円	28,560円	3,000円
3型	3,000万円	6,000万円	48,360円	5,400円
4型	5,000万円	1億円	62,280円	6,960円
5型	1億円	2億円	91,560円	10,200円
6型	2億円	4億円	141,720円	15,720円
7型	3億円	6億円	175,800円	19,560円

免責金額：1請求につき30万円

※保険期間中の支払限度額は、「保険期間中の支払限度額×社員税理士数」となります。ただし、いずれの契約タイプについても、20億円が限度額となります。

〈計算式〉

$$\left(\text{①主契約保険料} \right) + \left(\text{②事前税務相談業務担保特約保険料} \right) + \left(\text{③情報漏えい担保特約保険料} \right)$$

保険料の計算は、取扱代理店ホームページの保険料計算シミュレーター(P19参照)
www.zeirishi-hoken.co.jp が便利です。

保険開始日と加入月数を確認します。

- 保険開始日は保険料を払い込んだ翌月1日となり、保険満期日は2023年7月1日です。
- 払込保険料は保険開始日から保険満期日までの**加入月数**で年間保険料を割った金額になります。

保険料払込日はいつですか？	保険開始日	保険満期日までの加入月数 ※保険満期日は2023年7月1日
6月1日～6月30日	2022年 7月1日	12か月
7月1日～7月31日	2022年 8月1日	11か月
8月1日～8月31日	2022年 9月1日	10か月
9月1日～9月30日	2022年10月1日	9か月
10月1日～10月31日	2022年11月1日	8か月
11月1日～11月30日	2022年12月1日	7か月
12月1日～12月31日	2023年 1月1日	6か月
1月1日～1月31日	2023年 2月1日	5か月
2月1日～2月28日	2023年 3月1日	4か月
3月1日～3月31日	2023年 4月1日	3か月

※保険料払込日4月1日から5月31日まで加入手続きはできません。

特約は **税理士の合計人数⑥** で計算します。

②事前税務相談業務担保特約「年間保険料」早見表

事前税務相談業務担保特約の補償金額は主契約タイプによって決定します。選択制ではありませんのでご注意ください。

(単位：円)

主契約タイプ		主契約 1型の方	主契約 2型の方	主契約 3型の方	主契約 4型の方	主契約 5～7型の方
支払 限度 額	1請求につき	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円
	保険期間中	1,000万円	2,000万円	6,000万円	1億円	2億円
税理士 人数 ㊦	2人まで	15,120	18,480	30,960	39,120	55,440
	3人	22,680	27,720	46,440	58,680	83,160
	4人	30,240	36,960	61,920	78,240	110,880
	5人	37,800	46,200	77,400	97,800	138,600
	6人以上の 加算保険料	1人あたり 7,560	1人あたり 9,240	1人あたり 15,480	1人あたり 19,560	1人あたり 27,720
		6人目から1人増える毎に 上記1人あたりの保険料を加算します				

※本特約のみの加入はできません。

免責金額：1請求につき30万円

③情報漏えい担保特約「年間保険料」早見表

情報漏えい担保特約は特約タイプをご選択ください。

(単位：円)

特約タイプ		A型	B型	C型	D型
支 払 限度額	賠償責任 (1請求／ 保険期間中)	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円
	事故対応費用 (1事故／ 保険期間中)	250万円	500万円	1,500万円	2,500万円
税理士人数 ⑥	2人まで	14,400	17,760	23,280	25,920
	3人	21,600	26,640	34,920	38,880
	4人	28,800	35,520	46,560	51,840
	5人	36,000	44,400	58,200	64,800
	6人以上の 加算保険料	1人あたり 7,200	1人あたり 8,880	1人あたり 11,640	1人あたり 12,960
		6人目から1人増える毎に 上記1人あたりの保険料を加算します			

※本特約のみの加入はできません。

免責金額：賠償責任1請求につき10万円
事故対応費用1事故につき10万円

税理士法人用

$$\text{年間保険料} \times \frac{\text{加入月数}}{12} = \text{払込保険料}$$

※払込保険料は全額損金に算入できます

VI 保険期間中の変更について

1 契約内容の変更手続き

(1) 補償内容の変更手続きについて

- 補償額を増額する場合、または特約を追加する場合は、変更申込書（払込取扱票）を郵送しますので、必要事項をご記入し、申込兼確認印欄にご捺印のうえ、ゆうちょ銀行（郵便局）から差額の保険料をお払込みください。変更日は保険料払込日の翌月1日となります。

追加保険料払込締切日：2023年3月31日（金）

- 補償額を減額する場合、または特約を削除する場合は、変更届出書を郵送しますので、ご記入、ご捺印のうえ返送してください。変更届出書が到着した後に差額の保険料を返れいたします。変更日は変更お申し出日の翌月1日となります。

減額申出締切日：2023年3月31日（金）

〈ご注意点〉

契約タイプ変更時に、将来、損害賠償請求を受けるおそれがある状況を知っていた場合は、変更後の契約タイプは適用されません。（P7「9 保険期間と損害賠償請求との関係」をご参照ください。）

(2) 解約（脱退）手続きについて

- 解約する場合は、変更届出書を郵送しますので、ご記入、ご捺印のうえ返送してください。変更届出書が到着した後に残り月数分の保険料を返れいたします。解約日は解約お申し出日の翌月1日となります。

解約（脱退）申出締切日：2023年3月31日（金）

〈ご注意点〉

解約日以降に損害賠償請求を受けた場合、解約前に行った業務であっても補償の対象とはなりません。

2

税理士登録変更の場合の手続き

- (1) 保険期間の途中で、税理士登録を抹消した場合、もしくは開業税理士から所属税理士へ登録変更した場合



翌年度の「個人用保険」の継続加入は不要です。補償期間延長に関する特則が適用されます。ただし、所属税理士が直接受任する場合は、個別に「個人用保険」へのご加入が必要です。P30のQ2、Q3をご参照ください。

- (2) 保険期間の途中で、開業税理士から社員税理士へ登録変更（税理士法人を設立）した場合



新たに「法人用保険」にご加入ください。登録変更後に、税理士法人の社員として行った業務について損害賠償請求を提起された場合、個人用保険では補償を受けることができません。個人用保険には、補償期間延長に関する特則が適用されます。

- (3) 保険期間の途中で、税理士法人が解散し、開業税理士になった場合



「個人用保険」にご加入ください。登録変更後に、開業税理士として行った業務について損害賠償請求を提訴された場合、法人用保険では補償を受けることができません。法人用保険には、補償期間延長に関する特則が適用されます。

※補償期間延長に関する特則について

この保険では、保険期間中に、記名被保険者である税理士が登録抹消（業務廃止、死亡）もしくは登録変更（社員税理士、開業税理士、所属税理士）した場合、または記名被保険者である税理士法人が解散した場合の特則として、保険の補償期間を10年間延長することとしています。詳しくはP8をご覧ください。

- (4) 保険期間の途中で、税理士法人から脱退し、開業税理士になった場合



「個人用保険」にご加入ください。

Q1 開業税理士から社員税理士へ登録を変更する予定です。登録変更後の保険契約をどのようにしたらよいですか？

A1 この保険は、開業税理士または税理士法人を加入単位としています。したがって、開業税理士から社員税理士へ登録変更（税理士法人を新設）した場合は、新たに法人用保険に加入する必要があります。

なお、保険期間の途中で開業税理士から社員税理士へ登録変更した場合、補償期間延長の特則により、保険期間終了後10年以内に、開業税理士のときに行った業務について損害賠償請求が提起された場合は補償の対象となります。ただし、この特則の適用を受けるためには、保険期間の途中で解約をせず、保険期間終了日まで加入していた場合に限られますので、ご注意ください。

Q2 所属税理士へ登録変更をしたのですが、保険に加入する必要がありますか？

A2 所属税理士は、他の開業税理士または税理士法人の補助者として税理士業務に従事することから、当該開業税理士または税理士法人が保険に加入していれば、被保険者として扱われることになります。したがって、個人的に保険に加入する必要はありません。ただし、所属税理士が直接受任する業務は保険の対象外となりますので、個別に個人用保険にご加入ください。

Q3 業務廃止（登録の抹消）の届出をする予定です。保険の取扱いはどうようになりますか？

A3 保険を解約（脱退）できますが、解約日以降は一切補償がなくなります。一方、保険を解約せず、保険期間の終了日まで加入することにより、業務廃止前に行った業務について損害賠償請求が提起されても、保険期間終了後10年間は補償が継続します。

Q4 税理士事務所の代表者を、父親税理士から息子税理士に変更します。保険の名義を変更したいのですが可能ですか？

A4 この保険は、開業税理士または税理士法人を加入単位としています。したがって、税理士事務所の代表者を息子税理士に変更する場合は、新たに息子税理士の名義で個人用保険に加入する必要があります。

なお、親税理士が代表者のときに行った業務についての補償を残したい場合は、次のような取扱いになります。①親税理士が開業税理士登録をそのままにした場合：親税理士名義で引き続き保険に加入する必要があります。②親税理士が登録抹消または所属税理士へ登録変更をした場合：補償期間延長（10年）の特則が適用されます。（P8 補償期間延長に関する特則参照）ただし、親税理士が所属税理士に登録変更後、業務を直接受任する場合は、個別に個人用保険に加入する必要があります。

VII 税賠保険 事故関連資料

免責条項について

●申告納税制度との両立を図る観点から、各種の免責条項が設けられています。

①附帯税

過少申告加算税(金)、無申告加算税(不申告加算金)、不納付加算税、延滞税(金)、利子税などはペナルティ的要素があるため、保険金のお支払い対象とはなりません。

②本来納付すべき税額

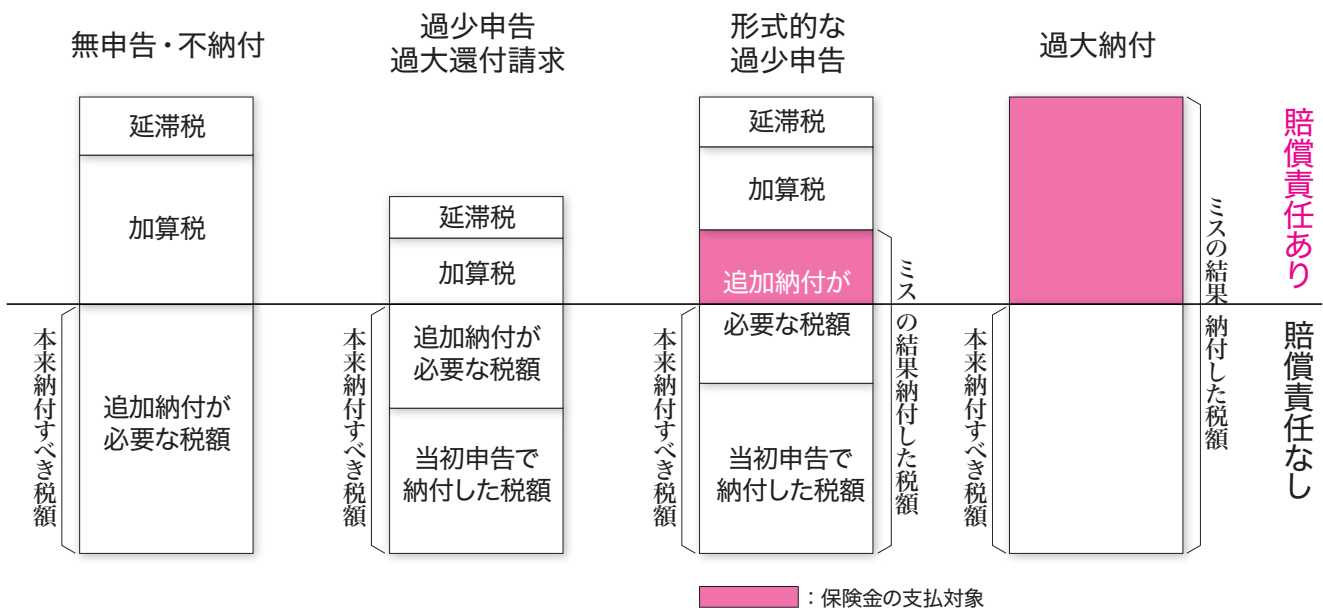
不申告・不納付・過少申告・過少納付の場合に修正申告・更正・決定により納付すべきこととなる本税が典型的な例です。

上記のような不申告・不納付・過少申告・過少納付になっているものを保険で補償することは、過少申告などを助長することにつながるとの趣旨から、保険金のお支払い対象とはなりません。

③重加算税(金) 事案

上記①と同様の趣旨から、保険金のお支払い対象とはなりません。

[賠償責任と保険との関係]



保険事故の類型(主契約)

税理士業務による法律上の賠償責任あり

過大納付事案

過少申告事案・過大還付請求事案

選択可能な税制の選択ミス

選択可能な税制について一定期限までの選択を失念したために、過大納付あるいは還付不能となる類型

- ①消費税の簡易課税制度の選択ミスや届出失念
- ②消費税の個別対応方式と一括比例配分方式の選択誤り
- ③青色承認申請漏れ

優遇規定の適用ミス

確定申告時に適用申請すべき優遇規定について申請が漏れたために、過大納付となる類型

- ①リース税額控除適用漏れ
- ②受取配当金の益金不算入漏れ
- ③住宅取得控除漏れ
- ④外国税額控除の適用漏れ
- ⑤試験研究費の税額控除適用漏れ

更正の請求の期限徒過

法定申告期限後でも更正が認められる場合、更正の請求の期限を徒過した類型

- ①収益(収入)の過大な計上
- ②費用(必要経費)の過少な計上
- ③所得控除の失念

原則対象外

ただし過少申告・過大還付請求であっても、税理士の過失がなければ納付を免れることができたもの(或いは還付請求できたもの)については支払対象となる。

形式的な過少申告・過大還付請求

選択可能な税制の選択ミスや優遇税制申告時の書類の提出漏れなどで結果的に過少申告となり修正申告を求められる等の類型

- ①事前確定届出給与に関する届出書の提出漏れ(過少申告)
- ②簡易課税制度選択不適用届提出失念のまま、課税事業者選択→消費税還付申告(過大還付請求)→否認

事故原因の類型

◆税法・省令・通達（優遇税制の適用失念等）

税法・省令・通達の不知（見落とし）、不十分な理解や解釈誤り

◆事実関係

事実関係の不確認、確認不十分

◆税法・省令・通達と事実関係の当てはめ誤り

所得の種類区分、課税・非課税・不課税区分などの判断ミス、検討ミス

◆申告書・申請書・別表・届出書

提出失念や書式・用紙誤り、記載誤り、記入漏れ、添付書類不足や添付書類誤り、過去の届出書提出状況の不確認

◆申告期限・届出期限等

期限の失念、期限を誤って認識

◆シミュレーション

申告方法・所得額計算方法・税額計算方法等に複数の選択肢がある場合のシミュレーションの失念、シミュレーション内容の誤り

◆計算誤り、会計処理の誤り

足し算・引き算誤り、法令規定の計算順序の誤り、定率法と定額法の誤り

◆依頼者への説明不足、依頼者の意思確認不足

税法上の選択（消費税や租税特別措置法等）課税事業者選択届、簡易課税制度選択届、一括比例配分方式の2年間拘束

◆思い込み

事故事例

1 消費税 簡易課税制度選択不適用届出書提出失念により過大納付

消費税の還付の相談を受けたが、簡易課税制度が選択されていることを失念し、提出期限までに届出書を提出しなかった。これにより発生した過大納付消費税額につき損害賠償請求を受けた。

事故事例集2020年7月1日～2021年6月30日／主契約事例3より抜粋

2 所得税 減価償却費の計算誤りによる過少計上により過大納付

不動産所得の減価償却費の計算において、相続取得した減価償却資産の取得価額を誤った。これにより発生した過大納付所得税額につき損害賠償請求を受けた。

事故事例集2020年7月1日～2021年6月30日／主契約事例8より抜粋

3 法人税 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除適用失念により過大納付

運送業を営む依頼者法人が特別控除の適用がある新品トラックを定期的に取得していたが、申告作業において特別控除の適用を失念したまま申告していた。これにより発生した過大納付法人税額につき損害賠償請求を受けた。

事故事例集2020年7月1日～2021年6月30日／主契約事例12より抜粋

4 相続税 小規模宅地等の特例の適用失念により過大納付

相続税申告において小規模宅地等の課税価格の特例適用を失念し、相続税申告に必要な付表（計算書及び選択の確認書）を提出しなかった。これにより発生した過大納付相続税額につき損害賠償請求を受けた。事故事例集2020年7月1日～2021年6月30日／主契約事例18より抜粋

5 贈与税 相続時精算課税制度による年齢要件確認失念により過大納付

不動産を父親から依頼者名義にしたいという相談を受けた際、相続時精算課税の適用による贈与の提案を行ったが、贈与者の贈与年の1月1日時点の年齢確認を怠ったため、相続時精算課税の適用が受けられなかった。これにより発生した過大納付贈与税額につき損害賠償請求を受けた。

事故事例集2020年7月1日～2021年6月30日／事前税務相談業務担保特約事例2より抜粋

■事故事例最新版はこちら www.zeirishi-hoken.co.jp/book/jikojirei_2021/index.html

日税連保険サービス 事故事例

検索

VIII 重要事項

1 ご加入に当たっての注意点

●加入依頼書の記載事項

- (1) ご加入の際は、加入申込書（払込取扱票）の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- (2) 保険料算出の基礎となる事務所総人数等については、加入申込書（払込取扱票）の記載が事実と異なっていないか十分にご確認ください。
- (3) 加入申込書（払込取扱票）には、ご加入される方で本人が署名または記名捺印をしてください。

●告知義務（ご加入時における注意事項）

- (1) ご加入の際には、下記の告知事項について、引受保険会社に対し、事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。告知事項が事実と異なる場合は、契約内容を修正します。
 - ご加入者の税理士氏名もしくは税理士法人名（記名被保険者）
 - 事務所総人数、社員税理士数・事務所人数
 - 他の同種の保険契約等
- (2) 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできなくなることがあります。

●通知義務（ご加入後における注意事項）

- (1) ご加入後、下記の通知事項に変更が生じた場合、すみやかに取扱代理店または引受保険会社（幹事引受保険会社）までご通知ください。ご通知がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。
 - ご加入者の税理士氏名もしくは税理士法人名（記名被保険者）
- (2) 下記の事項に変更があった場合にも、取扱代理店までご連絡ください。ご連絡いただかないと、引受保険会社（幹事引受保険会社）からの重要な連絡ができないことがあります。
 - ご加入者の住所、電話番号

●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下、「他の保険契約等」といいます。）がある場合、次のとおり保険金をお支払いします。

- (1) 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- (2) 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。

2 もし事故が起きたときは

●保険事故に関するご相談・受付窓口

ご所属の税理士会	お問い合わせ先
東京 東京地方 千葉県 関東信越 北海道 東北	TEL.03-5913-3858 受付時間：平日／午前9時～午後5時まで 損害保険ジャパン株式会社（東日本幹事引受保険会社） （担当課）本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課
近畿 名古屋 東海 北陸 中国 四国 九州北部 南九州 沖縄	TEL.03-3515-7507 受付時間：平日／午前9時～午後5時まで 東京海上日動火災保険株式会社（西日本幹事引受保険会社） （担当課）本店損害サービス第一部 医師・専門職業損害サービス室

●事故発生の場合の対応

万一事故が発生した場合（将来、損害賠償請求を受けるおそれのある原因・事由を知ったときを含みます。）は、以下の対応を行ってください。ご加入者または被保険者が正当な理由なくこれらの対応をしなかった場合またはご連絡が遅れた場合には、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。なお、保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

（1）次の事項を遅滞なく書面で通知してください。

①事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

②損害賠償請求の内容

（2）他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

（3）損害の発生および拡大の防止に努めてください。

※上記（2）（3）において費用の支出を要するときは、事前に引受保険会社（幹事引受保険会社）の同意を得て行ってください。ただし、緊急措置を行うことを除きます。

（4）損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ引受保険会社（幹事引受保険会社）の同意を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。

（5）損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、直ちに引受保険会社（幹事引受保険会社）に通知してください。

（6）他の保険契約、共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

（7）上記（1）～（6）のほか、引受保険会社（幹事引受保険会社）が特に必要とする書類などを求めた場合は、これを提出し、引受保険会社（幹事引受保険会社）の調査にご協力ください。

●示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」は付いていません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社（幹事引受保険会社）の担当部署からの助言に基づき、ご加入者（被保険者）ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

なお、引受保険会社（幹事引受保険会社）の同意を得ないで賠償責任を承認し、または賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

●保険金のご請求に当たって

次の書類のうち、引受保険会社（幹事引受保険会社）が求めるものを提出してください。

- ①保険金請求書、②事故状況報告書（専用帳票有）、③時系列表（専用帳票有）、④申告書関係の写し（税理士の署名・押印および税務署の收受印があるもの・電子申告の場合は受信通知を添付）、⑤代理権限証書の写し、⑥納付書の写し、⑦履歴事項全部証明書の写し（被害者が法人の場合）、⑧加入者証の写し、⑨損害額の根拠となる資料 等

（注1）事故の内容または損害の額に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち引受保険会社（幹事引受保険会社）所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できます。

●保険金請求の際の注意点

この保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に対し弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●保険金の支払時期

引受保険会社（幹事引受保険会社）は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則として30日以内に保険金をお支払いします。ただし、次の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③日本国外での調査 ④災害救助法が適用された被災地域における調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①～⑤の場合、さらに照会や調査が必要となったときは、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期限を延長することがあります。

被保険者が正当な理由なく、引受保険会社（幹事引受保険会社）の確認を妨げたり、応じなかった場合は、規定する期限内に保険金が支払われない場合がありますので、ご注意ください。

●保険金の支払可否および金額の決定

本保険では、制度の公平公正な運用を図ることを目的として、保険事故審査会（学識経験者で構成）・調査委員会（日本税理士会連合会推薦の税理士・弁護士・保険会社で構成）を設置し、その審査を経て保険金の支払可否および金額を決定いたします。

3

共同保険契約に関するご説明

- この保険契約は、下記の引受保険会社2社による共同保険契約であり、幹事引受保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については、日本税理士会連合会にご確認ください。

損害保険ジャパン株式会社 (東日本幹事引受保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社 (西日本幹事引受保険会社)

- 引受保険会社の指定 (日本税理士会連合会承認)

東日本幹事引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

東京 東京地方 千葉県 関東信越
北海道 東北

西日本幹事引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

近畿 名古屋 東海 北陸 中国 四国
九州北部 南九州 沖縄

4

その他

- (1) この保険は、日本税理士会連合会を保険契約者とし、日本税理士会連合会へ登録・届出されている税理士および税理士法人を記名被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は日本税理士会連合会が有します。

- (2) 引受保険会社の経営が破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り。))またはマンション管理組合(以下、あわせて「個人等」といいます。)である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%まで(ただし、破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)補償されます。詳細については、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。(保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)

損害保険契約者保護機構の詳細については、取扱代理店または幹事引受保険会社までお問い合わせください。

- (3) 株式会社日税連保険サービス(取扱代理店)は、引受保険会社との委託契約に基づき、ご加入者からの告知の受領・保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- (4) 個人情報の取扱い

保険契約者である日本税理士会連合会は、引受保険会社に参加申込書・変更依頼書に関する個人情報を提供します。引受保険会社は、加入申込書・変更依頼書に関する個人情報(過

去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、保険契約の管理・履行および付帯サービスの提供を行うために利用させていただきます。

団体契約加入依頼にあたり、引受保険会社が個人情報を上記目的のほか、次の①～③に記載の目的のために提供・利用することにつきご同意いただきたくお願いいたします。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、調査会社・他の保険会社等の保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の可否を判断するための参考とするために、個人情報を引受保険会社が他の引受保険会社と共同して利用すること
 - ③契約締結または保険金・給付金支払いの判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の引受保険会社や一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- 引受保険会社における個人情報の取扱いについては、
損害保険ジャパン株式会社公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>)
東京海上日動火災保険株式会社ホームページ (www.tokiomarine-nichido.co.jp)
をご覧ください

(5) 加入者証

ご加入手続き後、1～2か月を目途に加入者証をお届けいたします。それまでの間、加入者証に代わるものとして払込取扱票（兼）加入申込書をコピーして保管してください。

- (6) この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）ができません。
- (7) ご契約を解約（脱退）される場合には、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。解約の条件によっては、引受保険会社の定めるところにより保険料を返れいさせていただきますことがあります。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- (8) 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- (9) 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〈電話番号〉0570-022808（通話料有料／ナビダイヤル）

〈受付時間〉平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/>)
をご覧ください。

- (10) 被保険者が複数いる場合、ご加入者はすべての被保険者（補償を受けることができる方）にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

(11) 重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ 保険契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ 保険契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・ この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

IX よくあるご質問

契約の申込に関して、加入者の皆様からいただくご質問を下記にまとめました。

①申込印は認印でも良いですか？

はい。認印で結構です（税理士法人の場合は社員税理士の認印可）。

②保険料を銀行から振込みたい

団体契約につき、銀行振込には対応しておりません。契約更新からは口座振替がご利用できます。

③払込保険料が10万円を超えるため窓口で現金払込みができない

保険料が10万円を超える場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、ゆうちょ銀行（郵便局）には「取引時確認」が義務付けられています。確認書類・委任状等をご準備ください。

確認書類・委任状等については、株式会社日税連保険サービスホームページに掲載の「10万円超の保険料窓口払込について」をご確認ください。詳細はゆうちょ銀行（郵便局）窓口にお問い合わせください。

④6月30日を過ぎたが、保険に入れますか？

はい。ご加入いただけます。

毎月、保険料払込日の翌月1日保険開始で加入できます（ただし4月と5月は新規加入できません）。

主契約では、税理士業務を行った時の保険加入有無は問わず、賠償請求を受けた時もしくはミスに気づいた時に保険加入していることが、保険金支払い条件のひとつとなっています。

⑤払込票の保険始期日が7月1日となっていますが、変更できますか？

はい。変更できます。

保険料払込日の翌月1日が保険始期日となります。二重線で消し、余白に変更後の始期日を記入してください（訂正印は不要）。

⑥どの契約タイプの加入が多いですか？

個人用では、1型（32.20%）が最も多く、次いで2型（28.28%）となっています（2022年2月時点）。

詳しくは、本パンフレット17ページをご参照ください。

⑦アルバイト・パートは人数に含めますか？

年間を通じて240時間以上業務に携わる場合は含めます。

※人数の取扱いについては本パンフレット20～23ページをご参照ください。

⑧近いうちに職員を採用する予定ですが、人数に含めますか？

保険開始日時点で業務に携わっている場合は含めます。また、保険期間の途中での人数変更は不要です。

※人数の取扱いについては本パンフレット20～23ページをご参照ください。

⑨保険期間の途中で特約を追加・削除したり、保険金額を増額・減額したりできますか？

はい、できます。(ただし4月と5月は受付できません。)

※契約内容の変更手続きについては本パンフレット28ページをご参照ください。

⑩支払った保険料は経費になりますか？

はい。全額、必要経費(税理士法人は損金)算入できます。

このパンフレットは税理士職業賠償責任保険の概要を説明したものです。

詳細は保険約款によりますが、ご不明な点は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

加入手続きに関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館5階

TEL.0120-320-912 FAX.03-5435-0907

www.zeirishi-hoken.co.jp

引受保険会社

●東日本幹事引受保険会社●

損害保険ジャパン株式会社（担当課）団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL.03-3349-5402 FAX.03-6388-0161

受付時間：平日／午前9時～午後5時まで

●西日本幹事引受保険会社●

東京海上日動火災保険株式会社（担当課）広域法人部法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4

TEL.03-3515-4153 FAX.03-3515-4154

受付時間：平日／午前9時～午後5時まで

保険事故に関するご相談・受付窓口

※保険事故に関するご相談等については、ご所属の税理士会担当の幹事引受保険会社に直接ご連絡ください。

ご所属の税理士会	お問い合わせ先
東京 東京地方 千葉県 関東信越 北海道 東北	TEL.03-5913-3858 受付時間：平日／午前9時～午後5時まで 損害保険ジャパン株式会社（東日本幹事引受保険会社） （担当課）本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課
近畿 名古屋 東海 北陸 中国 四国 九州北部 南九州 沖縄	TEL.03-3515-7507 受付時間：平日／午前9時～午後5時まで 東京海上日動火災保険株式会社（西日本幹事引受保険会社） （担当課）本店損害サービス第一部 医師・専門職業損害サービス室